

また、民間での管理が可能な施設については、利用者の公平・公正な利用の確保に努めながら指定管理者制度の積極的な活用を進めます。

## (2) 民間手法を含めた事業手法の検討

全国の先行事例等を研究し、PFI事業等民間手法を含めた事業の適切な活用を検討します。

また、第三セクターについては、事業内容、経営状況及び公的支援等について点検・見直しを行い、赤字経営については、その原因及び改善策について出資者の立場で検討を行うとともに、情報公開に向けた取組を促します。

## 5 地域協働の推進

### (1) 地域協働の推進

分権型社会に対応した朝来市の持続可能な自治体運営を行うっていくためには、補完性の原則に基づいて公共を行政のみが担うのではなく、地域の様々な主体が行政と協働しながら「新しい公共空間」を形成することが求められています。そこで、行政と市民、地域団体等がそれぞれの特色を活かし、連携する「地域協働」を積極的に推進するための体制を整備します。

### (2) 市民・NPO等の公共的な活動の支援・促進

地域協働を推進するため、人材の発掘と育成に積極的に取組み、市民の公共的活動を支援・促進していきます。

また、地域に根ざした活動を支援するためにも既存施設等を利用した活動拠点づくりや多様な活動主体が相互に情報を共有し、自由に学べ・知ることができる環境を構築していきます。

### (3) 参画する機会の拡充

地域協働による社会貢献的な活動への志向を促進させるために、計画段階から市民に参画する機会の拡充を図り、幅広い市民の意見を市政に反映させていくシステムを構築します。

### (4) 地域協働に向けた組織づくり

分権型社会に対応した地域づくりを進めるため、地域自治能力の醸成を図るとともに、地域の多様な活動主体と行政とを媒介する地域自治組織の立上げを支援し、地域特性を活かした公共的サービスの提供ができる参画と協働のシステムづくりを進めていきます。

## 6 分かりやすい市政の推進及び透明性の向上

### (1) 分かりやすい情報発信

市民の立場に立った、様々な角度からの情報提供方法や分かりやすい表現方法を検討し、積極的な情報提供を行い、市民との情報の共有化を図ることで公正の確保と透明性の向上を目指します。

### (2) 市民への説明責任

制度改正や市民の生活に著しく影

響を及ぼす行政情報等は、積極的に提供するとともに、行政自らの活動内容や政策の判断などの説明については、行政の責任において市民の十分な理解が得られる方策及び体制を講じます。

## 7 電子自治体の推進

### (1) 行政手続の電子化の推進

電子申請、電子入札、電子申告といった行政手続の電子化については、情報セキュリティ対策や費用対効果等に十分配慮しつつ、導入に向けた検討を進めます。

### (2) 庁内情報システムの構築・運用の効率化の推進

庁内の各種システムの現状を分析・点検し、類似・関連システムとの連携を検討するとともに、養父市と朝来市で共同運営を行っている電算業務の見直しを行い、柔軟なシステムの構築や運用コストの削減を進めます。

### (3) 文書の電子化の推進

文書收受・作成から決裁、保存、破棄までの一連の文書の流れを電子化する文書管理システムの導入を検討し、ペーパーレス化を推進します。

## 8 議会

地方分権の理念にのっとり、本大綱の趣旨を踏まえ、議会の権能において自主的な取組を期待します。

## III 行財政改革の推進方法

### 1 実施計画の策定・検証

大綱をより充実するために、具体的な数値目標を設定した実施計画を策定し、進捗管理を行い、その内容について公表します。

なお、別途策定しております「朝来市行財政改革実施計画」につきましては、この大綱と併せ、本庁舎（行政改革推進課）、各支所市民課に閲覧用を配置しておりますのでご覧ください。  
※朝来市ホームページにも掲示しております。